京都市立京路堀川音楽高等学校【学校生活の基本的なルール】より抜粋　（令和6年4月1日時点）

本校では、生徒自治会を通じて生徒の意見を聞きながら、教職員と協議をして「学校生活の基本的なルール」の見直しを進めています。具体的には、意見箱の活用や自治会ミーティングを通して必要に応じて提案をまとめ、教職員と検討を重ねて成案を作成し、自治会総会で承認を得るという流れです。教職員は、年間を通じて研修会やアンケート等を通して共通理解を深め、生徒への期待等も確認しながら、生徒とともに検討を進めます。

＊＊

（4）服装、身だしなみについて

服装についての基準一覧

基本方針	**1. 本校が指定した「ひとつの形」を美しく着用し，集団での志を高める。** **2. 学習の場であることを意識し，学習の専念に相応しい服装で臨む。** **3. 常に印象を大切にする意識を高める。** **4. 端正清潔を旨とする。本校生徒として自覚ある着こなしを心がける。**	
「美しく着用する」の定義	改造，着崩しをしない。端正に着こなす。	
上着	学校指定	11 月～4 月は登下校時に必ず校章のついた上着を着用。 5 月・10 月は移行期間とする。
スカート・ズボン **布ベスト**	学校指定	11 月～4 月は冬用。6 月～9 月は夏用。 5 月・10 月は移行期間で、布ベスト着用を推奨。
カッターシャツ	学校指定	白の単色。長袖・半袖随時。
セーター	学校指定	黒指定。
ネクタイ・リボン	学校指定	リボンかネクタイを選択できる。11 月～4 月は常時着用すること。
上靴	学校指定	希望者は夏期および移行期間（5～10 月）限定の指定白靴も可。
靴下	形は特に指定しない	黒が望ましい。
防寒着	形は特に指定しない	白・黒・グレー・紺・ベージュ・茶の無地・単色。

染髪・メイク・アクセサリーなどは学習活動に不必要であり、本校の生徒として相応しくないと考えられるので禁止とする。

- 学校指定の服装を美しく着こなすこと。
- 学校指定外の制服・体操服・体育館シューズ・上靴を着用する場合は、「異装許可願」を担任・生徒部に出し許可を得ること。
- 上靴はコンフォートシューズで、踵を踏むと底面が外れる可能性がある。身だしなみの観点からも、靴の踵を踏まないようにすること。（踏んだ時点で靴ではなくなり、形の上で「スリッパ」と見なされます！）
- 演奏会等の場合は別途指示あり。

	11月 ～4月	5月	6月 ～9月	10月	正装
上着	●	○	×	○	●
ｽｶｰﾄ･ｽﾞﾎﾞﾝ	●	●	● （夏用）	●	●
シャツ	●	●	●	●	●
布ベスト	○	◎	○	◎	●
セーター	○	○	○	○	×
ﾈｸﾀｲ･ﾘﾎﾞﾝ	●	○	○	○	●
上靴	●黒	●白 も可	●白 も可	●白 も可	●黒

（●は必ず着用　◎推奨　○は必ずしも着用しなくてもよい　×は着用しない）

正装とする行事

・入学式、前期始業式（4月）
・前期終業式（9月末あるいは10月初）
・後期始業式（10月）
・アセンブリ（12月・1月）
・卒業式（3月）・後期終業式（3月）
・その他指定された行事